

会第 1 号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 22 年 4 月 26 日

提 出 者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 家 森 茂 樹

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例(昭和 31 年滋賀県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「10 人」を「9 人」に改め、同項第 4 号中「9 人」を「10 人」
に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。